

一票で、未来を作ろう投票しよう。自分のために未来のために。

東京都知事選挙

投票日

7月5日

投票時間

午前7時～午後8時

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策をしっかり講じ、
東京都知事選挙を行います。



Licensed by TOKYO TOWER

「3密」を
避けるために、
期日前投票を
ご活用ください。

投票できる人

次の要件に該当する人は、選挙人名簿に登録され、投票することができます。

年齢 平成14年7月6日以前に生まれた人

対象

- (1) 令和2年3月17日までに港区に転入届出をし、6月17日現在、引き続き港区に住んでいる(住民基本台帳に登録されている)人
- (2) 令和2年2月17日以降に港区から転出した人で、転出前に引き続き3カ月以上港区の住民基本台帳に登録されていた人

区外から転入した人は

令和2年3月18日以降に港区へ転入した人は、港区では投票できません。前住所地が都内の人は、前住所地で投票できる場合もありますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。前住所地で投票する際は、港区発行の住民票(選挙用として無料で発行します)をご用意ください。手続きのための時間が短くなります。

区内で転居した人は

令和2年6月9日以降に区内(管内)転居の届出をした人は、前住所地の投票所で投票することになります。

区外へ転出した人は

令和2年2月17日以降に都内の他区市町村へ転出した人で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない人は、港区に登録があれば港区で投票することになります。その際には、新住所地発行の住民票(選挙用として無料で発行してもらえます)をご用意ください。手続きのための時間が短くなります。

ただし、都外へ転出した人は投票できません。

※いずれの場合も、あらかじめ港区または前住所地の選挙管理委員会に確認してください。



投票所における新型コロナウイルス感染症対策について

投票所では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に取り組みます。ご理解、ご協力をお願いします。

港区選挙管理委員会が行う感染症対策

- (1) 投票管理者、投票立会人および投票所従事職員はマスクを着用します。
- (2) 投票所(期日前投票所を含む)にはアルコール消毒液を設置します。
- (3) 投票所の換気を定期的に行います。
- (4) 記載台、鉛筆等を定期的に消毒します。

感染症対策に関する有権者の皆さんへのお願い等

- (1) 黒鉛筆またはシャープペンシルを持参し記入することができます。ボールペン(特に水性)は、投票用紙の原材料がプラスチックのため、インクがにじむ可能性があり、使用は推奨しません。
- (2) 可能な限りマスクの着用のご協力をお願いします。
- (3) 周りの人との距離を保つようお願いします。
- (4) 咳エチケット、投票所入り口での手指の消毒、来場前後の手洗いにご協力ください。

投票所入場整理券(世帯単位でお送りします)

投票にお出かけの際には、6月17日以降に発送する予定の「投票所入場整理券」を忘れずにお持ちください。また、「投票所入場整理券」は世帯単位でお送りします。

「投票所入場整理券」が届いたら、開封して内容をご確認ください。なお、「投票所入場整理券」をなくした場合や、お手元に届いていない場合でも、港区の選挙人名簿に登録されていて、投票日当日に選挙権のある人は投票できますので、投票所の係員にお申し出ください。



不在者投票

指定施設での投票

病院や老人ホーム等の指定施設に入院・入所中の人は、施設内で投票できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

滞在地での投票

区外に滞在している人が、滞在先の選挙管理委員会で投票する方法もあります。詳しくは、お問い合わせください。

郵便等による投票

身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険被保険者証をお持ちの人で、障害や

要介護の状態が表1に該当する人は、郵便等による不在者投票ができます。選挙管理委員会に郵便等投票証明書の申請をして証明書の交付を受けることにより、お住まいの場所から郵送で不在者投票ができます。

併せて上肢または視覚の障害の程度が表2に該当する人は、代理記載人が代理記載する方法により投票ができます。

郵便等による投票ができる人は、「郵便等投票証明書」を添えて、7月1日(水)までに、投票用紙等の請求をしてください。詳しくは、お早めにお問い合わせください。

表1 郵便投票ができる人

所持している手帳の種別等	障害・要介護の程度	障害名
身体障害者手帳	1級または2級	両下肢・体幹・移動機能の障害
	1級または3級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害
	1級から3級	免疫・肝臓の障害
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症	両下肢・体幹の障害
	特別項症から第3項症	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害
介護保険被保険者証	要介護5	-

表2 郵便等による投票を代理記載により投票できる人

所持している手帳の種別	障害の程度	障害名
身体障害者手帳	1級	上肢・視覚の障害
戦傷病者手帳	特別項症から第2項症	上肢・視覚の障害

候補者を知るには

選挙公報の発行 立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を新聞(朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売)の朝刊に折り込んで、6月24日(水)以降に配布する予定です。都ホームページ <http://2020tochijisen.tokyo/> からご覧になれます。

区役所・各総合支所・台場分室・みなと保健所・各いきいきプラザ・各児童館・各保育園・各港区立図書館等の区の施設や一部都営地下鉄の駅でも配布しますので、ご利用ください。

新聞を購読していない人には、選挙公報を郵送しますのでご連絡ください。

視覚に障害がある人には、点字版の候補者情報と、カセットテープおよびデジCDによる音声版選挙のお知らせを準備していますので、お問い合わせください。

公営ポスター掲示場 立候補者のポスターを掲示する公営ポスター掲示場を区内の309カ所に設けています。

安心して投票所へ

小さなお子さんがいる人、けがや病気等で付き添いや介助が必要な人は、一緒に投票所に入ることができます。

また、投票所で介助が必要な人は、遠慮なく係員にお申し出ください。**身体に障害のある人** 車いすに座ったままで記入できる記載台を用意しています。

けが等で字が書けない人 係員が決められた手続きに従い、代筆します。投票の秘密は固く守られます。

視覚に障害のある人 点字用の投票用紙を用意しています。

聴覚に障害のある人 コミュニケーションボード、ホワイトボードを用意しています。

お子さんの同伴について 投票する人が同伴するお子さん(18歳未満の幼児・児童・生徒等)は、投票所に入場できます。

総務省の調査では、「子どもの頃に保護者の投票に連れられて行った経験の有無が投票意欲に影響している」との結果が出ています。小さい頃から選挙や投票に親しむことは、家庭での主権者教育につながります。

投票所への移動支援が必要な人は

障害のある人や介護認定を受けている人は、投票所への移動支援を受けられる場合があります。詳しくは、障害のある人は各総合支所区民課保健福祉係へ、介護認定を受けている人はケアマネジャーまたは各高齢者相談センターにご相談ください。

☎欄外参照

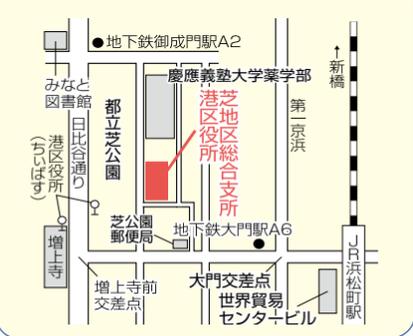
即日開票します

投票日当日の午後8時40分から港区スポーツセンターで開票します。

期日前投票ができる場所・日時

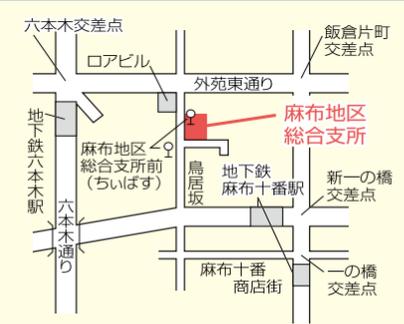
6月19日(金)~7月4日(土)
午前8時30分~午後8時

芝地区総合支所(港区役所)1階 芝公園1-5-25

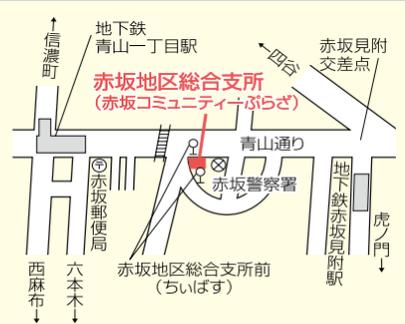


6月27日(土)~7月4日(土)
午前8時30分~午後8時

麻布地区総合支所3階 六本木5-16-45



赤坂地区総合支所2階 赤坂4-18-13



6月27日(土)~7月4日(土)
午前10時~午後8時

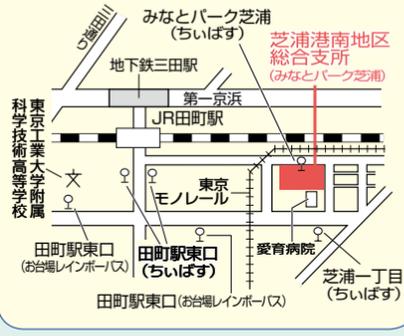
さんぽーと港南 港南4-3-7



高輪区民センター1階 高輪1-16-25



芝浦港南地区総合支所1階 芝浦1-16-1



台場分室1階会議室 台場1-5-1



問い合わせ
選挙管理委員会事務局
☎3578-2766~9 FAX3578-2774

この広報紙は、誰にでも読みやすく、伝わりやすいフォント(ユニバーサルデザインフォント)を使用しています。